実務経験証明書のよくある間違い

●証明印、訂正印は法人・施設事業所の公印を押印していますか

実務経験証明書は施設事業所が証明者のため、証明印、訂正箇所の訂正印は公印を使用してください。受験者が作成することや、受験者や証明書作成者の個人印を訂正印とすることはできません。

●具体的業務内容は正しく記入されていますか

※具体的業務内容は、要援護者に対する直接的な対人援助業務を一つだけ記入します（兼務記載は不可）

▼別表1に示す国家資格等に基づく業務の場合

職種	内容
看護師	○ 訪問看護における看護師資格に基づく看護業務 × 病院における准看護師資格に基づく准看護師業務**（業務内容ではなく資格名を記入しているため）** × 地域包括支援センターにおける看護師資格に基づく看護業務**（看護業務を行う施設ではないため）** × 通所介護事業所における看護師資格に基づく介護業務**（資格に基づく業務でないため）**
保健師	○ 行政機関（市町村の保健センター等）における保健師資格に基づく保健指導業務 ○ 民間企業における保健師資格に基づく保健指導（従業員の健康維持・健康管理）業務 × 行政機関（市町村）における保健師資格に基づく介護認定調査員業務**（要援護者への直接的な対人援助でないため）**
管理栄養士	○ 特別養護老人ホームにおける栄養士（管理栄養士）資格に基づく栄養指導業務 × 病院における栄養士（管理栄養士）資格に基づく献立作成・調理業務**（要援護者への直接的な対人援助でないため）**
社会福祉士	○ 通所介護事業所における社会福祉士資格に基づく相談援助業務 × 特別養護老人ホームにおける社会福祉士資格に基づく介護業務**（資格に基づく業務でないため）**
介護福祉士	○ 特別養護老人ホームにおける介護福祉士資格に基づく介護業務 × 通所介護事業所における介護福祉士資格に基づく管理者業務**（要援護者への直接的な対人援助でないため）** × 通所介護事業所における介護福祉士資格に基づく生活相談員兼介護業務**（資格に基づく業務でないため、また兼務記載は認められないため）** × 地域包括支援センターにおける介護福祉士資格に基づく認知症地域支援推進員業務**（資格に基づく業務でないため）**
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 等	○ 通所リハビリ事業所における理学療法士資格に基づくリハビリテーション業務 × 介護老人保健施設における作業療法士資格に基づく作業療法士業務**（業務内容ではなく資格名を記入しているため）**

▼別表2に示す相談援助業務の場合　※資格欄は空欄のまま

○ 有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）における＿＿＿＿資格に基づく生活相談員業務
× 通所介護事業所における＿＿＿＿資格に基づく生活相談員業務**（受験要件に該当しないため）**
× 住宅型有料老人ホームにおける＿＿＿＿資格に基づく生活相談員業務**（特定施設入居者生活介護の指定がないため）**

●業務期間の開始日が資格登録日より前になっていませんか

業務開始日は、免許証や登録証に記載された「登録年月日」以降でなければなりません。

（例1）特別養護老人ホームに平成25年4月1日に入職し現在まで介護職員として在籍。入職後に介護福祉士の資格を取得し、登録年月日は平成29年4月10日⇒業務期間の開始日は平成29年4月10日となります

（例2）社会福祉士の登録年月日は平成28年4月15日。平成30年6月20日より地域包括支援センター勤務となり、社会福祉士として相談援助業務に従事⇒業務期間の開始日は平成30年6月20日となります

●業務期間は足りていますか

受験要件として、5年以上かつ900日以上の両方を満たす必要があります。従事日数が900日以上あった場合でも、業務期間が5年未満の場合は受験資格はありません。その逆も同様となります。